

「令和元年度第2回 成年後見制度利用促進に関する検討会」他、委員から

出されたご意見と対応案について

【R1.12.16現在】

No.	発言者	ページ	章	節	項	意見内容	修正、対応(案)
1	高美委員	1	1	1	-	計画策定の意義において、佐倉市の「利用促進」の捉え方を明確に定義してはどうか。	『『権利擁護支援が必要な方』へ、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた』との表現に変更しました。
2	高美委員	4	1	4	(2)	令和元年度の検討会の取り組み内容の記述について少ない。(当事者団体ヒアリングのみ)	本計画策定にむけて検討を行ったことを含め、文章を変更しました。
3	杉山会長	16	2	2	(4)	制度利用率について、母数を市で把握できている数とすることに疑問。	確定したデータである「利用者数」のみ記載することといたします。 利用想定率は、その分母の捉え方により数値が大きく異なるためです。 なお、「要介護認定者数や手帳所持者等以外にも権利擁護支援等が必要な方が存在する」ことについては、後述「第4章3 成年後見人等の不足」(P33)の中で述べることにいたします。
	文末に「要介護認定を受けていない方、障害者手帳をもっていない方でも必要な方はいる」と追記してはどうか。						
	人口比で算出してはどうか。						
4	杉山会長他	17	2	2	(4)	「成年後見人と本人との関係」についての文章表現を再考されたい。 記載している割合について、佐倉市のデータはこれまでの累計だが、国のデータは単年度のデータであり、比較対象にはならない。	掲載した確定データのついでコメントのみに変更しました。
5	杉山会長	18	2	2	(5)	「市内で後見人等を受任できる専門職は17人」という表現は、調査していない税理士等他専門職への配慮に欠ける。	調査を行った士業のみの数値であることを述べ、文章を変更しました。
6	高美委員	22.23	3	5	(1)	市民意識調査結果について、層別の結果を出し、広報活動に反映させてはどうか。	次回検討会では、参考資料としてデータを提出いたします。 なお、計画に掲載されている市民意識調査の掲載データは、令和元年度版に変更いたしました。
7	佐藤委員	26.28	3	5	(2)	地域包括、相談支援事業所の調査結果の「(エ)」「(オ)」にもコメントをつけてほしい。	計画にコメントを追記しました。
8	近藤委員	27	3	5	(2)	相談時から障害者手帳所持者は多くなく、サービス利用支援と並行して成年後見制度の利用案内をしていることを、「(イ) 相談への対応」で記載してはどうか。	計画内のコメントの表現を変更しました。
9	杉山会長	29	3	5	(3)	当事者団体の意見を計画内のどこかで触れてほしい。	第3章5節「成年後見に関する実態調査の実施」において、3団体へ行った事前アンケートの内容から得られた意見等を掲載しました。
10	杉山会長	31	3	5	(4)	金融機関への調査結果の詳細を委員会へ提示してほしい。	次回検討会では、参考資料として結果を提出いたします。
11	高美委員 (山本OB)	32	4	2	-	最高裁の基本的考え方について、表現を見直されたい。	国の計画、最高裁の考えと、後見人等を支援する体制整備が必要である文章表現に改めました。
						3節ではなく、2節の説明において盛り込み、後見人等への支援体制強化につなげてはどうか。	
12	菊池委員 (山本OB)	33	4	3	-	17人の専門職しか受任できないような捉え方になる表現を見直してほしい。 首長申立、候補者がいないケースの増加が見込まれており、その場合は裁判所が三士会へ推薦依頼をしていることを関連づけると良いのではないかと。市民後見人育成の必要性とも関連づけてはどうか。	文章の構成はご意見を踏まえ、「首長申立件数の増加で専門職後見人等の選任が増えているが、その数には限りがあること、その他第三者の後見人等の数も十分ではないために、親族後見人や市民後見人の育成が必要である」という内容に文章を改めました。 専門職を弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士のみと誤解されることのないよう、具体的な職種は文面から削除しました。 また、市で把握している認知症高齢者等の数以外にも、「権利擁護支援等が必要な方」は相当数存在することについて記載しました。(上記3の懸案事項より)
	杉山会長					「市内で後見人等を受任できる専門職は17人」という表現は、調査していない税理士等他専門職への配慮に欠ける。	
13	杉山会長他 (富盛OB)	41	5	2	(2)	家庭裁判所へ直接申立を行ったケースについて、必要に応じて、申立受理の前に中核機関を紹介できるルート(矢印)も示してほしい。	ご意見を踏まえ、イメージ図への追記、見直しを行いました。
						直接申立者は、「地域連携ネットワーク構成員等」とは別枠で表現したほうがよい。	
14	深沢委員他 (山本OB)	42.43	5	2	(2)	認知症高齢者の支援チームのイメージ図だけでなく、知的障害者、精神障害者の支援チームのイメージ図も掲載したほうがよい。	知的障害者、精神障害者への支援チームイメージ図も新たに作成し、掲載しました。
						各支援チームに「市担当」も入れるべきではないか。	ご意見のとおり、追加いたしました。
15	高美委員	/					被後見人の権利制限の適正化に関する法律に関する佐倉市の対応について、条例等の見直しがあれば掲載されたい。 現在、佐倉市においてもこの法律の制定を受け条例等の改正を順次進めているところですが、取り組み中であることから、当基本計画に掲載するには時期尚早と考えております。 例:「佐倉市下水道条例」→指定工事店の指定を受けようとする者の欠格事由から成年被後見人及び被保佐人であることを削除(11月議会)他